平成２４年（フ）第７５１号
東京都国分寺市本多２丁目１―20―602
債務者　福沢祐美香
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５８号
東京都大田区中央４丁目３－８―203
債務者　大城美与子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６１号
神奈川県大和市西鶴間２丁目16―８―201
債務者　佐藤　克也
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６２号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町512　市営鴨志田住宅５棟205
債務者　峰岸　良和
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６３号
神奈川県横浜市青葉区鴨志田町512　市営鴨志田住宅５棟205
債務者　峰岸　郁子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４号
東京都足立区竹の塚２丁目23―８―303
債務者　恒吉みどり
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６５号
東京都板橋区坂下１丁目37―２―224
債務者　結田なおみ
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６６号
千葉県銚子市芦崎町309
債務者　椎名　章友
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６７号
東京都中野区本町２丁目18―12　中野本町荘
債務者　森田　　博
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２２１号
神奈川県大和市深見3541番地４
債務者　田中　伸秀
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４６３号
横浜市旭区西川島町120番地30
債務者　山田　美穂
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８号
横浜市中区寿町３丁目12番地14　ひまわり館807号室
債務者　池松　敏彦
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２号
横浜市中区松影町３丁目９番地９　いちょう館503号室
債務者　岡本　龍市
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１号
横浜市鶴見区梶山１丁目７番31号　ＳＫハイム201
債務者　石部　照夫
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９７号
北海道旭川市８条通20丁目88番地の18パティオス820　206号室
債務者　山田みゆき
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部